

告 示

埼玉県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
東松山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十六年三月二日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
 - イ 分流地区
 - (1) 汚水
 - (一) 収用の部分
変更なし
 - (二) 使用の部分
変更なし
 - (2) 雨水
 - (一) 収用の部分
変更なし
 - (二) 使用の部分
変更なし
 - ロ 合流区域
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし